

衆議院 第六十六回国会 經濟産業委員会 會議録 第十四号

平成十九年六月一日(金曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 上田 勇君

理事 金子善次郎君

理事 新藤 義孝君

理事 宮腰 光寛君

理事 近藤 洋介君

理事 飯島 夕雁君

理事 岡部 英明君

理事 近藤三津枝君

理事 清水清一朗君

理事 平 将明君

理事 土井 真樹君

理事 中川 泰宏君

理事 野田 毅君

理事 藤井 勇治君

理事 御法川信英君

理事 森 英介君

理事 吉川 貴盛君

理事 石川 知裕君

理事 太田 和美君

理事 小宮山洋子君

理事 森本 哲生君

理事 高木美智代君

河井 克行君

中山 泰秀君

後藤 斎君

赤羽 一嘉君

小此木八郎君

川条 志嘉君

佐藤ゆかり君

杉田 元司君

谷川 弥一君

徳田 毅君

丹羽 秀樹君

橋本 岳君

増原 義剛君

武藤 容治君

山本 明彦君

吉野 正芳君

大島 章宏君

川端 達夫君

三谷 光男君

柚木 道義君

塩川 鉄也君

甘利 明君

渡辺 博道君

高木美智代君

椎川 忍君

鳥生 隆君

細野 哲弘君

經濟産業委員会専門員 熊谷 得志君

委員の異動

六月一日

小此木八郎君

片山さつき君

武田 良太君

武原 秀樹君

武藤 容治君

山本 明彦君

北神 圭朗君

鷺尾英一郎君

同日

飯島 夕雁君

杉田 元司君

徳田 毅君

中川 泰宏君

御法川信英君

吉野 正芳君

石川 知裕君

森本 哲生君

補欠選任

御法川信英君

中川 泰宏君

徳田 毅君

杉田 元司君

飯島 夕雁君

吉野 正芳君

石川 知裕君

森本 哲生君

補欠選任

武藤 容治君

武原 秀樹君

山本 明彦君

片山さつき君

小此木八郎君

山本 明彦君

北神 圭朗君

鷺尾英一郎君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

自動車競走法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

○上田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、参議院送付、自動車競走法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官椎川忍君、厚生労働省職業安定局長鳥生隆君及び經濟産業省製造産業局長細野哲弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤斎委員 民主党の後藤斎でございます。大臣、さわやかなお姿で、今お話を聞いたら、伝統的工芸品ということで、きょうは、冒頭、本論に入ります前に二点、大臣のきょうのお姿にも関係する事項について御質問申し上げたいと思っております。

昨年来、原油価格が高騰し、そして、ガソリンスタンドでガソリンを入れる際の価格も実は高騰をしております。高どまりと言った方が適切かもしれません。一時期、この春、若干、百円くらいまでもしかしたら安くなるのかなと思つたものの、なかなかそうならず、また、レギュラーガソリンも百三十円半ば前後で動いています。ガソリン価格というのは国民生活にも非常に密着していますし、原油の高騰ということで、当然、昔のように、小売価格をどうこうという、通産省が行政指導をしたようにできないもの、やはりきつと国民の皆さんに、今どういう状況で原油が高どまりで、またそれがひいてはガソリン価格にはね返っていると。

一方で、ガソリン価格、原油価格が高騰していることで、それを使っている企業は、高どまりという予想の中で、それを使うのを抑制するような

いろいろな動きも見られております。消費者だけではなく産業界全体にもいろいろな影響があるという中で、大臣、ガソリン価格が高騰している現状をどういうふうにとらえられて、經濟産業省としたら今後どんな形で対応していくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○渡辺(博)副大臣 今の御指摘、まさに、ごもっともでございます。ガソリン価格の状況につきまして、客観的な事実としてまず御報告させていただきます。

直近の五月二十八日段階の全国平均、これは百三十七円でございます。先月に比べて約六円の値上がりとなっております。これは、まず、原因として、原油価格の上昇並びに円安等でありまして、石油元売各社が五月の石油製品の御価格の値上げをした影響であると考えております。委員御指摘のとおり、ガソリン価格の動向は国民生活にまさに直結している内容でありますので、ことしからモニタリングの数をさらに細かくしていきました。四万六千あるSSSに対して、現在、今までは千三百でありましたけれども、ことしから数を二千にいたしまして、きめ細かな状況を把握していくようにしているところでございます。

○甘利国務大臣 数年前には一バレル二十ドル前後であったものが、現在はバレル六十ドルを超えているわけでありまして、数倍の高騰になっているわけでありまして、ただ、かつての石油ショックほど國民經濟への影響がないということは、為替の関係も若干あると思っております。省エネ体質にしてきた、それから油の依存度を下げてきた、つまり、エネルギー源の多様化と省エネルギーを徹底してきたという、過去のオイルショックに学んで、エネルギー一極依存にしない、あるいはエネルギー効率

を飛躍的に改善するという努力がまつているために、マグネシウムは本当はかつてのオイルショックと同じくらいに衝撃波なんですけれども、実際に国民経済、国民生活に与える影響はマグネシウムをうんと低くすることができたんだというふうな思っております。

これからも、省エネ型の経済社会というのを率先して推進していくと同時に、エネルギー源の多様化、これは資源外交戦略になるわけでありまして、ここにしっかりと国がコミットする形で前へ出ていきたいというふうな思っております。もつて、オイルの価格の影響がそのまま国民生活を直撃しないような経済構造にしていきたいというふうな思っております。

○後藤(意)委員 次に、地球温暖化、大臣が今少しお触れになられた省エネ、エネルギーの使用抑制ということ、一昨年から、そういうふうな格好をすることが望ましいということで、確かに私もネクタイを外したいくらいなんです、きのうから大変緊張感ある国会になっておりますので、そういうことも含めて、あえてこういう格好をしているんです。

原油の代替として、大臣も以前からお話をなさっていたバイオエタノールみたいなものが、今非常に世界じゅうで、穀物を使いながら燃料にするという技術も開発をされ、促進をされ、かなりの分野で受け入れられてきているんですが、一方で、今言われ始めていることは、今度は、穀物、食べるものと、エネルギー、燃料にするものと、この仕分けをこれからどうするかということが、地球的、世界的な大変な課題になっているというふうな言われていきますし、私もそう思っています。

これは、食料の方では、中国やインドの人口増、消費増ということで、量も金額も、世界じゅうの穀物価格が今かなり高騰しています。特にトウモロコシなんかは、この一年間で、一番バイオエタノールにうまく使えるというものは二倍以上になっているという話があります。

大臣が先ほどガソリンで言われた部分は、例えば、石油、ガソリンも、とりあえず量的には確保されているから、単価の面でいろいろな影響はあるものというところだと思っております。これから特にバイオエタノールで工夫をしたり知恵を出さなければならぬのは、冒頭申し上げたように、食料品、食用としてのものなのか、それとも、燃料原料としてのものに仕分けをしていく。

この壁がまさにないということ、これを基軸にしながら、私の好きなレスタール・ブラウンさんなんかは、本当にバイオ燃料が石油代替エネルギーの救世主なのかという、いろいろな論文やレポートも書かれております。八億人の方が、もしこのままバイオエタノールが燃料ということで進んでいくと、本当に食べられなくなる貧困層、今度は世界じゅうの貧しい人たちの胃袋に入らないという警告を出されております。

私も、バイオエタノールは、これからも需要拡大するでしょうし、また、国としてもそれを促進していく方向性には変わりはないというふうな思っておりますが、食品と燃料の境、それをトータルとしてどういうふうに見ていくかということがやはりこれから必要になってくると思っております。

大臣、食品、燃料用の調和、バランスをとるといことが一番大切だと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○甘利(意)大臣 ブラジルに住んでおられる日系の方と何カ月か前にお話をしましたら、向こうでも穀物価格が急騰をしております。そのときに、穀物メジャーの一種の仕掛けなんて言う人がいますよねということを言いましたら、その方は、そのとおりです、そういう話はかなり真実味を持って伝えられていますよなということをおっしゃったくらいでありますから、食料とのとり合いという構図に入ってしまうと、いろいろな副作用が発生すると思えます。

人口の増加のグラフと食料増産の能力強化とはパラレルにいかないわけでありまして、ほつておいても食料がショートしてくる、供給がショ-

トするという懸念はあるわけですから、その分をさらに燃料に回すということになりますと穀物価格は暴騰しかねないということで、先生の御懸念はまさに適切な御指摘でありまして、今から対処していかなければならないと思っております。

そこで、食料とバッテリーしないように、食料系でいいますと、例えばサトウキビでいいますと、一次、二次、三次と砂糖をとってしまつてあとはもう廃棄するしかないという部分を活用するということになりまして、食料系とバッテリーはしないわけでありまして。

それから、木質系、セルロース、建築廃材等々を利用すると、これは食べる人はいませぬから、バッテリーをしない。ただ難点は、技術的に難易度があるということ、もう一つはコストが余計かかるといこととあります。これは国民経済を直撃する話でありますから、技術開発を通じて、あるいは効率的な量産体制をしけるような仕組みをつくってコストをできるだけ下げていくということ、対処していかなければならないというふうな思っております。

これは、今から日本の方向としては、食料とバッテリーさせないという方向性で物々考えることが、御指摘のとおり極めて大事だと私は思っております。

○後藤(意)委員 大臣、やはり限定をするというよりもバランスをとれた形で、農水省とも連携をしながらぜひ進めていただきたいと思っております。

ちよつと中身に入ります。細かな点は政府参考人でももちろん結構でございます。

大臣、今回の自転車競技法、もともとの競輪の目的というのは、一条で「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興」というふうなことがございます。

昨年、〇六年は九百三十万台ということで、三倍以上に増加をしております。輸出も見ると、二十万台から百三十四万台ということで、輸出はふえています。

輸出にはプラスになっているのかなというものの、やはり根つこの部分が輸入に押されている。特に中国からの輸入は、昨年度は約九百万台ということですが数字になっています。ほとんど、輸入量の九割以上が中国からの輸入であるそうです。

輸出を見ると、カンボジアや香港に四十四万台、二十六万台ということで輸出がされているということ、輸出促進ということにはこの収益金もプラスになっているのかなというものの、もともとの自転車競技法の目的は何かというところ、今回の改正では直していませんから、これに基づいて競輪というものをきちつと位置づけるというのが枠組みとしては正しい手法だと私は思っています。

激減をしているという自転車の国内生産、これの辺については、現状の評価とこれから何らかの対策を講じていくのかということについて、簡単で結構ですから、お答えいただけますか。

○甘利(意)大臣 おっしゃる通りに、国内市場が二千億前後あつて、それから、自国生産がその一割、二百億ぐらい。そうすると、二百億の国内生産の規模のためにこれだけ大がかりな仕掛けをするんですか、あるいは、昔は自転車産業が国の基幹産業だったかもしれないけれども、今はそれ以外の産業がリーディングインダストリーでしょう、その中でどういう位置づけですかという問題提起なんだと思います。

幾つかの点があります。それは、国内市場の中で国内生産は十分の一であります、二百億の規模ですが、しかし、国内市場の二千億の部分も、外に出ている日本のメーカーの生産拠点から日本に輸入が行われる、国内メーカーがかかわっているという点が一つ。

それから、世界じゅうの自転車に、日本の部品

メーカーで優秀なメーカーが、特殊なタイヤであるとか自転車部品、ここでしかできないというものを世界市場に向かって供給している、外に向けた輸出に重要な日本の部品メーカーが存在するという事等があるかと思ひます。ですから、日本のマーケットだけではない、そういう視点が必要だと思ひます。

それと加えて、しかし、それでもやはり、産業の規模からすればそういう大きい部分ではありませぬ。ですから、私も、先生と同じような疑問をちよつと持つていたものでありますから、自転車競技というものの収益がどういふ振興に当たつてきたかの経緯をちよつと聞いたことがあるんです。スタートは自転車にフォークスを絞つて、それからその野を広げて機械振興、それからそれ以外のスポーツ振興とか福祉とか、いろいろなところに広げていったということで、スタート時点の本体のシェアは大分小さくなつてきていますけれども、それに関連するところに広がってきたということで、競技本体とそれから上がる収益の使い方というのは、イコール一〇〇%という考え方は大分変えてきているんだというふうに思つております。

○後藤(斎)委員 そういふ中で、今回法律を改正して、第三章に、競輪振興法人という形の法人を、新たにどうか継続の部分で名前を変えながらつくることになっております。

これが、新しい法律の二十三条の競輪振興法人の指定のところで、「全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定する」ということで、例えば、以前、高レベル放射性物質の最終処分部分で、制度的には複数、法人認可というのができるような規定になっていましたが、この部分だけ従来どおり「全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定する」といふふうなことが新法でも定められています。

大臣が先ほどお話をされたように、私も、目的というものが若干変化をしている、要するに、自転車だけの振興ということになると非常に弱く

なつて、その他機械ということもあるんですが、それと、上がりと言うと大変失礼だけれども、交付金、補助金などの配分するときも、機械の部分と公益性の部分、これは後でちよつと細かく触れたいと思ふんですが、もうほとんどシェアが変わつていないとか、いろいろ硬直した部分を新しい制度になつてどういふふうに変えていくかどうかということが、やはり大臣、必要なじゃないかと思ふんです。

簡単に結構ですが、競輪振興法人を全国に一律で指定するというのは、時代の流れにある意味では少し逆行しているのかなと思ふんですが、その点についてどんなお考えを経産省はお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の法改正に伴ひまして、先生御指摘の交付金の使い方とか、あるいは行政改革の実を上げるためにどうしたらいいかというふうな観点もございませぬけれども、実は、現在、日本自転車振興会あるいは小型自動車振興会は、まさに競輪の選手あるいはオートレースの選手、あるいは審判員の登録とか育成、あるいはあつせんをする、そういう業務を担つておりました、こういう業務の形態とか性格につきましても、基本的に今後とも変わることはございませぬ。したがひまして、こういう業務を全国的な規模で統一的行うという側面は、基本的に変わつておりませぬ。

したがひまして、今度新たに業務を承継する競輪振興法人あるいは小型自動車競走振興法人につきましても、これを一つにしておくことが実務的に非常に必要なことであるということございまして、もちろん、交付金の使い方等々については御審議の過程でいろいろ御示唆もございませぬけれども、これにつきましても、機械とか公益性という観点から、やはり効率的な運用をするためには一元的に束ねておいた方がいいというところで、両方の観点から、これを一つに限つておく、こういう法律の構成にさせていただいておられます。

○後藤(斎)委員 もう一つ、この法案を見て気に

なつた点が、旧法では、例えば、今の自転車振興会の役員になることができない規定というものが、十二条の十だと思ふんですが、ございませぬ。その中で、十二条の十の三に、国会議員も役員になることができませぬ。四号にも、政党の役員も現行では役員になることができません。

ただ、今回の新しい競輪振興法人という部分では、その部分が抜け落ちてゐるんです。これは小型自動車競走法でも、この役員規定、国会議員と政党役員というものが新法では抜け落ちてゐるんですが、その理由というのは何なんでしょうか。私でも、もしかしら指定してくればなれるんですか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘のとおり、これまで、自転車振興会あるいは小型自動車振興会の役員になることができない方として、国会議員の方及び政党の役員の方ということ指定しております。これは、従来、特殊法人でございまして、国の行政の特定の部分について執行をするという機関でございまして、行政の一部だということで、政治的な中立性を確保するために、国会議員及び地方公共団体の議員の方々、それから政党の役員の方々ということを除外していただけてございませぬ。

今般、新しいスキームのもとでは、両法人の業務を指定を受けた公益法人に実施していただくというようにいたしました。したがひまして、それに伴ひまして、公益法人の通則的な考え方に基つきまして、国会議員の方々あるいは政党の役員につきましてもは除外するという考え方を改めることにいたしました。

○後藤(斎)委員 局長、私は、その部分は、新法

の中で新しい法人体制になつても、やはり公益性というものは当然あるから、交付金を配分する者として存続するわけですね。ですから、やはり私は、政党の役員とか国会議員であるとか、法律上、ほかの部分との、法制局とのすり合わせで落とし込んでいければ、やはり内規ではその部分は入られて、補助金配分を少なくとも決めていくというの、後でも触れますが、これは疑義が出てくるんじゃないかと思ふんです。

今国民の目というのがどういふ形になつてゐるか。お隣の第十三委員会室で国家公務員法の審議をしていませぬけれども、大臣、やはりこれは、確かに、言つてゐることは、ほかの法律との横並びで新しい法人体制だということはわかるんですが、政党役員であるとか国会議員というものが公益性の高い新しい競輪振興法人の部分に役員として入るといふのはいかなものかなと思ふんですが、大臣はその点についてどういふふうにお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 この部分は、法律の精神を受け継いで、新たな受け皿がそれのつとめてという判断をするということだといふふうな理解をしておりますが、きちんと明記をした方がよかつたという御指摘は、その趣旨がきちんと新しい受け皿に伝わつていくようにしたいと思つております。

○後藤(斎)委員 そういふ中で、新法になつて、この振興法人に、今までの国の関与の仕方とこれから何か変わる点はあるんでしょうか。局長、端的で結構ですから教えていただけますか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。特殊法人であるものが、指定法人ではありませんけれども、公益法人になるということございませぬので、これまで、御案内のとおりでございませぬけれども、特殊法人は、業務の身を限定列挙という格好で例示をしまして、かなり限定的な運用もしております。もちろん、法律の構成上申し上げますと、その他の業務であつても、目的を達成するものについてはいいよといふふうな構成を

とっておりまされども、傾向的には、かなり抑制的な解釈をし、運用することになってまいりました。

したがって、そういう観点からしますと、人員の配置、あるいは組織の編成、こういったものにつきましても、従来はかなり、公務員の、行政の行うものの一部だということも考え合わせて、画一的な対応をしてきたわけでございませけれども、そういった編成とか、あるいはそれに伴う処遇のあり方なんかについても、かなり弾力的な発想とその実施をしていただくことは可能かと思えます。もちろん、いろいろなケースがございますので一般論でございませけれども、その点が一番大きな点かと思えます。

○後藤(斎)委員 そういいう中で、きょうは総務省からもおいでいただいております。

競輪、オートそれぞれ、現行では、地方自治体が当然実施主体でやられ、そのうちの売り上げの約一%が現行の公営企業金融公庫の納付金として公庫に納付をされています。総務委員会の方で以前、公庫を新機構に変えるという議論をした際に、もちよっとお尋ねをしておるんですが、今、この一%の部分でトータルとして九千億近く積立金が基金として積んであります。これは地方債の利子の軽減に充てるということでもあります。

私が一点気になっているのは、今の公庫に納付金を納付するという規定は地方財政法で規定をされ、その部分については、平成二十二年までの規定になっておりますので、例えば二十三年以降というものは、この一%の納付金はもう公庫に、新機構に納付をされないということになるんでしょいか。それとも、形を変えて、引き続きこの一%の売り上げの部分は新機構の方に納付をされるということなのか。その点について簡単に御説明いただけますか。

○椎川政府参考人 お答えをいたします。

現在の公営企業金融公庫に対します納付金制度でございますが、御承知のとおり、地方公営競技全般につきまして横断的にその収益の均てん化を

図る観点から、納付をしていただくということにいたしておるわけでございませ、今回の政策金融改革によって、公営企業金融公庫が平成二十年十月に廃止をされる、新たに地方共同法人として地方公営企業等金融機構が設立できるということで、法案については、既に先生方の御協力をいただきまして成立させていただいたわけでございませ。

今御指摘のように、納付金制度は、地方財政法を根拠に、平成二十二年までの間ということに定められたものでございませけれども、地方公営企業等金融機構法によりまして根拠法たる地方財政法を改正させていただいて、納付先を公営企業金融公庫から地方公営企業等金融機構に変更するというところで、既に改正をさせていただいたわけでございませ。

この制度は、時限を切りまして、その時々、延長もされてきたわけでございませけれども、二十三年以降のことにつきましては、今ここで方針が決まっておりますか、あるいは議論すべきことではないかもしれませんけれども、その時点で、公営競技全般の経営状況でありますとか、あるいは地方債に対する貸付利率の状況、あるいは利下げの必要性、財源の状況などを検討いたしまして、どうするかを検討していくべき問題というふうに考えております。

○後藤(斎)委員 今お答えをいただいたように、現行の公営企業金融公庫の納付金、これからまた議論をする、一%というのは結構大きいわけですが、これと、されるということになります。総合的にというところでありますので、ぜひ経産省は経産省のお立場の中できちつと私は発言をさせていただきたいと思っております。

これは、これからお話をさせていただく部分に関係するんですが、簡単に結構ですから教えてください。先般も各委員の先生方からお話が出ましたように、私は、今回の法律、そして今の制度が持つて

いる多分一番変えていかなきゃいけない部分というものは、要するに硬直化をした振興補助金の交付のあり方だというふうに思っています。特に平成十四年の部分で、例えば現行の自転車振興会の機械振興の補助金というところで見ても、上位十団体の補助金というのが、平成十四年に六七%だったものが、平成十八年には七六%まで比率が上がっている。公益補助金の交付については四八%から四八・五と余り変わっていないという部分もあるんですが、やはり硬直化をしているという部分。そして、外から見ても、なぜ同じ団体がずっとほとんど変わらずに上位十社に入っているのかなというのが大変不思議な部分だというふう

に思っています。端的で結構ですから、自転車振興会と日本小型自動車振興会の機械振興補助金の交付の基準、公益振興補助金の交付の基準、小型自動車についてもそれぞれ、機械、公益振興補助金の交付基準といふものが現在どうなっているのか、簡潔にお答えをいただけますか。

○細野政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の交付金の基準といいますが、交付に際しての考え方でございますけれども、公益あるいは機械振興という事業ごとに、毎年、募集に際して補助方針というのを定めております。自転車であれば自転車振興会が、オートレースであれば自動車振興会が定めております。これはもちろん官報その他にも載っておりますので、御案内のとおりでございます。

ちなみに、十九年度、日本自転車振興会における補助方針がどんなふうになっているかというイメージを持っていたために申し上げますと、機械工業における構造改革の推進の事業、あるいは地域の機械工業と中小機械工業の事業展開を促進するとうような、補助の対象となる四つの柱の分野を例示した上で、それぞれの柱において、具体的に分野を例示しております。例えば、機械工業の構造改革の推進のためにという柱につきましては、製品とか部品等の安全性の向上あるいは付加価値の向上、IT社会への対応等々、現

在六分野を例示しております。さらに、そういう格好での補助対象を例示した上で、今度は、採用するに当たつての重視すべき視点といいますが、観点を重ねてお示ししております。例えば、同じ十九年度の例で申し上げますと、我が国産業の高付加価値化につながるような新分野における先端的な技術開発を促進する、あるいは、部材、部品の分野を基盤強化するといったようなこと、あるいは、先ほど来いろいろ御議論をいたしますように、国際化のもとでアジア諸国との連携強化というふうな観点、実は八つの視点からお示しをしております。

公益振興事業補助につきましても、少し項目の立て方は異なりますけれども、同様に補助方針をお示しいたしまして、体育とか医療とか公衆衛生、文教、環境というふうな分野をお示した上で、それぞれの分野ごとに重点事業と一般事業というふうな格好で中身をお示ししております。

もちろん、これは、そういう格好でお示した方針に基づいて申請が出てくるわけでございませけれども、受理をしました後は、審査をすることになります。十九年度から、十七年十二月の閣議決定に基づきまして、これを厳正にやるということとで、学識経験者とかマスコミ等の外部有識者を入れた第三者委員会、審査・評価委員会をつくることになってございませ、こういっただころで審査をしていただきまして、補助の決定をするということでございます。

オートレースの小型自動車振興会におきましても、基本的には、同様のプロセスと方針の示し方をして、募集と審査をさせていただいております。

○後藤(斎)委員 大臣、諸外国の事情も調べさせていただきます。韓国だけにあるというお話を聞いています。世界じゅうには、お金をかけないという部分ではヨーロッパも含めて大変はやっているようですが、オートレースは世界じゅうにどこもないというふうなことであります。一方で競馬は、世界

じゆう百力国以上が競馬を、ロットができるような形になっていきます。

大臣、いろいろ考えると、時間がなからまらめてお聞きをするんですが、例えば、競輪選手になるときには女性はないという規定に今なっています、応募のときから。ほかの競艇とか競馬を見ると、そうではなくて、女性の方も入れるようになっていきます。

要すれば、どんな形で魅力あるレジャーにするかということが、これから必要なのかなというふうにも思います。特にレジャー白書なんかを見させていたと、余暇市場というもの、今大体八十兆くらいで、ちよつと減っているような状況であります。その中で、例えば競輪なんかは、一回当たりのかけ額が、レジャー白書によりますと、三千九百五十円、オートレースなんかは一万八百三十円、ちよつとオートレースは多いような感じもするんですが、あとの、例えば宝くじにしても二千二百五十円とか、中央競馬にしても三千六百円とか。

いろいろたくさんある中で、余暇市場自体が少しずつ減っている中で、どう魅力ある形に持つていくかということ、限定をつけてやるのではなくて、やはり女性の部分でも、以前やったようですが対応してみるか、特に私がつと必要だと思つたのは、以前、地域資源の活性化の中でいろいろな御議論をさせていただいた部分で、今ある施設をどう生かすか、競輪場、オートレース場を。やはりちよつと地域の人が参加をして、子供さんも女性の方もそこに行ける、そういう仕組みが必要だと思つています。

あわせて、成人の方、学生でも今二十を超していればいいというふうな今回の改正になったり、さらには、私は、三十三年の閣議了解で、競馬、競輪場の取り扱いということ、新設は認めない、これがまた、五十年たつて生きていますというお話を聞いています。本当にやりたい市町村があつて、ガイドラインに合えば、やはりそれは認めていくべきだと思つていますし、新規参入を認めな

い業というものは、以前から中小企業の活性化の部分でも大臣と何度もお話をさせてもらつたように、やはり魅力あるものではないと思つておられますね。

やはり総合的にそういうものを含めてこれから考えなきゃいけないし、あわせて、国民投票法が施行をされて、今度成人という部分の規定もこれから見直すということ、いざ十八歳になるかもしれないから、今度成人という部分の規定も残した部分を、これからそれも含めて考えなければいけないと思つておられます。

それぞれ、この制度、目的自体、私は、次の法改正のときにはやはりある程度見直すべきだと思つていますし、できている部分でファンもいる、それが地域の活性化にも役立つというところ、これは第一弾であつて、総合的にやはりこれからさらにはこれは検討していかないと、国民からきちつとしたあれではないという御指摘もあるでしょうし、地域から見れば御指摘もあるということもあるでしょうし、ぜひ、私は、そういう視点で、総合的にやはり地域の活性化という部分も含めて対応していただきたいと思つておられますが、最後に簡単に結構です。

○甘利国務大臣 刑法の特例を設けて行つていくわけでありまして、当然、一定の制約はあると思つておられますが、その中でどうやって魅力を高めていくか、一種のコンテンツとして魅力を上げていくか。その中には、規制を緩和していく、その部分に切り込んでいかないと魅力向上につながらない部分も当然出てくるのではないかとおられます。思つておられます。

ギャンブルとしての面だけではなくて、スポーツとしてレジャー、そして、全体として一種のテーマパークがそこにある、その魅力向上のため総合的にどう取り組むかという視点をしっかりと持たないと、お客はやはり減るばかりだということに思つておられますし、私もその点で相当な危機感を持つて取り組んでいかなければならないというふうにも思つておられます。

○上田委員長 製造産業局長から補足の答弁があります。細野局長。

○細野政府参考人 恐れ入ります。お答えが前後してまことに申しわけございません。

先ほど、新しい法人の役員になれる者の範囲というところで、地方公共団体の議員の先生方は引き続きなれないという趣旨のことを申し上げました。これはちよつと私の勘違いでございまして、地方公共団体の首長さんあるいは常勤の役員の方、こういった方は直接の利害関係になり得るというところで、その点だけちよつと訂正をさせていただきます。

○後藤(斎)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

自転車競技法、小型自動車競走法関連の質問をいたします。

最初に、公営競技関係法人の組織形態の見直しについてお尋ねをいたします。

特殊法人、競輪とオートがありますけれども、同じ仕組みですから、競輪ということは一応くつて話を進めたいと思つておられます。特殊法人である日本自転車振興会の業務を公益法人となる競輪振興法人が承継するということを想定しているわけですね。

そこでお聞きしたいのが、競輪振興法人は競輪関係業務以外の業務を行うことは可能ですか。

○細野政府参考人 お答えをいたします。

今度の特殊法人の業務を引き継ぐ法人でございますけれども、業務は現在の特殊法人である両振興会の業務を引き継ぎますが、その公益法人の母体のところでそれ以外のことを全くできないということには必ずしもなりません。

○塩川委員 ですから、競輪関係業務はもちろんやるわけですが、その引き受ける公益法人は競輪関係業務と関係ない業務も行うことができるということでもあります。

私、そもそもこういった公営ギャンブルであり刑法の特例という特殊な位置を考えると、競輪と縁のない業務を認める必要があるのか、ないんじやないかと思つておられますが、いかがですか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今申し上げましたのは、現在の特殊法人たる両振興会が行つて業務については、あらかじめ指定を受けた公益法人が承継するという構成をとつておられます。したがうして、公益法人がありまして、そこに今の振興会の業務が移管される、承継されるということでございます。

もちろん、ほかの規定を見ていただくとわかりますように、この公営ギャンブルの業務を引き続きやる新しい法人は、その限りにおいて必要な経済産業大臣の認可等々でチェックをいたします。

しかし、今おっしゃつたように、もともとある公益法人がそれ以外のことをするということについては、当然に制約をいたしません、あくまでも公営ギャンブルたる両法人の行つておられるものを着実かつ円滑にするという観点で、不適切なものがあれば、指定をする際のいろいろ条件でいろいろな関係を調整することは可能かと思つておられます。

○塩川委員 ですから、不適切な場合については指導するというのは当たり前ですけれども、競輪関係業務以外の業務を行つておられる場合があるわけですね、当然のことながら。そういう点では、私先ほども言ったように、刑法の特例という形で特別に認められているこの競輪、こういった事業について、その担うべき法人が競輪関係業務以外も行えるということになると、私はやはりいろいろな問題が当然出てくる。これは、やはりきちつちりとして、現行でもそうですけれども、競輪関係業務以外の業務はできないというスキームにすることこそ、ふさわしい対応じやないですか。

○細野政府参考人 重ねてお答えを申し上げます。

指定法人とする際の指定の要件、どういふものを指定ができるかということにつきましては、改

正案の二十三条に詳しく規定がございませぬ。今その中で、競輪関係業務以外の業務を行つていて、それがこの業務の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすようなもの、こういうものはしないということになつております。

したがいまして、論理的に公益法人が全くほかのことをやっちゃいけないというわけではありませぬが、当然、それをやることによって、この継承すべき事業である競輪関係業務がちゃんとできないようであれば、その法人は指定をしないということになります。

○塩川委員 公共性、公益性という観点から、そもそも競輪振興法人が競輪関係業務以外の業務を行うことはならないということが、本来、こういった公共性、公益性の担保の観点からも必要だ、当然求められていると思ひます。

一方で、実態として影響がないという話もありませぬけれども、では、こういった法人についての情報公開、情報開示がどうなるのか、その点ですけれども、特殊法人から公益法人となることで、行政情報公開法の対象外になる、これはそのとおりです。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。情報開示との関係は、当然のことながら、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づきまして、情報公開の義務と、それから第三者から情報公開の請求があつた場合の開示義務が課されております。

現在そういう状態でございますけれども、今度の指定法人におきましては、同法の対象からはリーガルには外れることになりませぬけれども、法人の情報公開につきましては、今後この法律の規定によつて義務が課されております。

さらに、情報開示の請求があつた場合でございますけれども、これにつきましては、その業務の性格あるいは経緯にかんがみまして、その透明性を確保する観点から、この指定法人においても、そういう開示請求があつたときには従来と同じよ

うな情報公開の対応をしていくことで指導してまいりたいと思ひます。

○塩川委員 指導であつて、法的な担保はなくなるということですから、そういう点でも、私は不透明さが一層増すことになると思ひます。

あわせて、事業計画や収支予算の大臣認可の際には必要がなくなるとのことです。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。今御指摘の産構審の関与につきましては、そのとおりでございます。

○塩川委員 これまで産構審の審議というのは、不十分ではあつても、議事録や会議資料の公開をされて、会議の傍聴の機会なども含めて、国民への情報開示の機会となつておりました。これが今回の改定によつて、産構審審議を通じて国民の目に触れる機会が失われるということにもつながります。

裏金問題が一九八四年以降も続いていたと言われるように、これ自身が十分チェックできなかったように、今でさえ目が行き届いていないのに、さらに情報開示、情報公開が後退することになるというのが実態であります。競輪事業の公共性、公益性に疑問を生じかねない組織改編と情報公開の後退は極めて重大であります。

この間、施行者による民間委託の拡大とあわせて、公営ギャンブルのいわば民営化というべき方向に進むような事態というのは問題だと率直に指摘をするものであります。現状、民間委託の現場におきましては、従事者のリストや労働条件の切り下げが相次いでおります。そういう点でも、労働者の暮らして権利保護が必要となつております。

そこで、厚生労働省にお聞きします。競走事業従事者の雇用保険問題についてお尋ねをします。

競輪事業の売り上げ減に伴い、施行者の撤退や本場開催日数の減少などによつて、雇用保険の適用要件である就労日数月十四日以上を満た

さない場合が生まれてきております。平成二年以降、雇用保険を払つてきたのに、切れてしまう人が生まれる。

そこでお聞きしますが、従事日数が減少し、十四日を満たさない従事者が生まれてきている、こういう現状を踏まえて、取り扱ひをどうするか、お尋ねします。

○鳥生政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の就労日数の要件につきましては、平成二年度より、日雇い労働被保険者であつた競走事業従事者を一般被保険者に切りかえるための要件として、当時の受給資格要件等を考慮した上、設定されていたものでございます。しかしながら、今般、雇用保険法が改正をされまして、受給資格要件の見直しが行われ、一月月に必要とされる賃金支払い基礎日数も十四日から十一日に改正されたところでございます。

このため、競走事業従事者の被保険者資格についても検討する必要が有ると考えておりました。これらの方々の方々の就労実態を十分勘案した上で、必要な見直しを行つてまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 十一日以上になつたという点での対応というのは当然行つていた、だいたいと思ひます。就労実態を勘案した上で必要な見直しを行つてまいりたいというお話でしたけれども、現状がどうなつてきているかといふと、本場での開催日数はずつと減つてきています。ただ、場間場外がふえているんですね。ですから、それを足し合わせますと、従来の従事員の方はそこそこの日数というのにはクリアをしているわけですね。ですから、以前の基準の十四日以上を上回るような日数は働いているわけなんです。ただ、施行者が、それこそさらに遠くの、東京の競輪場であつても熊本の施行者だつたりする場合がありますから、そういう際には新しい対応というのは必要なんじゃないのか。

もともと、かけ持ち就労者の雇用保険事務の本化については、過去、特例的な扱いをし、ケー

ス・バイ・ケースで対応してきた経緯がありますから、本場開催が減少しても場間場外の日数で増加をしている、これらを足し合わせるようなことを含む仕組みをつくるなど、個別の実情に即した対策をぜひとつていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○鳥生政府参考人 先ほどお答えいたしましたように、競走事業従事者の被保険者資格について、これらの方々の方々の就労実態を十分勘案した上で、必要な見直しを行う予定といたしております。

この見直しに係る運用につきましては本年十月一日を予定しているところでございますが、御指摘の点につきましては、当面、この見直しに基づく運用状況を踏まえた上で、その必要性について判断していきたいというふうに考えております。

○塩川委員 ぜひ個別の実情を踏まえた対策をお願いしたいと思ひます。

次に、競輪などでのかけ式で、重勝式を行うという点でお聞きしたいと思ひます。魅力ある商品の導入を図ることが必要だということでも重勝式を導入するわけですが、産構審の審議の中で競輪の施行者にアンケートをとつているのが紹介をされておりますけれども、その中で、施行者はこの重勝式の導入についてどういふアンケートの回答を寄せてきたのか、御紹介いただけますか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。各般の検討の過程で、いろいろな方から意見を聴取しております。本重勝式を入れることの主眼は、もちろんファンにとつての魅力を高めるという点でございます。積極的な意見、そうでない意見、両方あつたと承知しております。

○塩川委員 よく見ていただきたいんですけれども、五十六の施行者のうち、回答で、賛成というのはゼロなんです。条件付きの賛成ということ、導入に際して経費がかからなければ賛成というものが五つですね。反対が五十六のうちの五十一

ですから、大半は反対で、賛成できないというのが実態じゃないですか。主催者が反対をしている。主催者、施行者がこのように反対の声を上げていくというのは、その理由は何かとお考えですか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

条件つきの話も含めて先ほど御紹介をしたつもりでございませうけれども、いわゆる三連車というものをかかって導入いたしました。これは、オツズのレベルが相当大きく変動するという意味では重勝式のかけ式の変更に相通ずるところがあると思えますが、要するに、ファンにとつての魅力度を高めるということでこういうバリエーションを高めるわけでありませう。

これまでこういう、払い戻しの額が大きくなる、逆に言いますと、なかなか当たりにくいものを入れた場合には、これはそういう説があるということでもございまして、決して実証されておりましたけれども、そういうものを入れたときは、実は、かけをする方のポートフォリオとの関係かと思ひますけれども、全体として客単価が下がるのではないかと、そういう説がございまして、そういう点を御心配になつて、そういうところとか、あるいは余分なコストがかかる場合には嫌だ、そうでなければいいというような意味で、先ほどのような御意見の開陳になつたと承知しております。

○塩川委員 今言つたように、当たりにくくなる、それによつて客単価が下がる売り上げの減少になつてしまふという懸念というのが施行者にある。また、射幸心をあおることになるという点での懸念というのは当然あるわけでありませう。

賛成のところもあるという話ですけれども、やはりコストがかからなければやりたいということなんですね、条件とすると、そこでどうかという問題なんですよ。もともと施行者の方からも導入コストに見合う効果が得られないという声があるわけですから、そういう点でも、私、施行者の

言う反対の声にいわば道理があるという中で、なぜ導入をするのかということですか。

そこで、大臣に伺いますけれども、もともと昭和三十六年のいわゆる長沼答申におきまして、射幸心の過熱を避けるとともに、競技場における紛争を防止する見地から重勝式を廃止する、かつてやつていたものを廃止したという経過があるわけでありませう。かつて廃止したものを復活するというものでありませう。

今回の重勝式とともにキャリーオーバーも一緒に行いますから、これはやはり一層射幸心をあおるだけの結果になつてしまふんじゃないのか、競争事業の健全な発展とそぐわないような事態になるんじゃないのかと率直に思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○甘利國務大臣 この間、サッカーくじtottoで、キャリーオーバーで当せん金が六億という話が流れました。途端に低迷していた売り上げが一挙に伸びて、爆発的に売れたという事象が発生しました。ですから、射幸心をあおると売り上げが上がるというのは、事実としてあるようでありませう。

ただ、だから、ではあおればいいのかという問題と直面をしなきゃならないわけでありませう。施行者としても、売り上げが伸びない、何かいい商品、魅力的な商品がないだろうかという要望も、当然潜在的にあると思ひます。その答えは、わかつているのは、射幸心をあおるような商品があると売り上げが伸びるという事実も出ています。しかし、そこで、かつてあおり過ぎて騒乱が起きて云々ということにかんがみ撤退したという歴史もある。ですから、その辺の兼ね合わせをどうするかということが課題なんだと思ひます。

御指摘のように、キャリーオーバーも合わせる、払戻金の総額が相当高くなる可能性があるわけでありませう。過度に射幸心をあおることにならないかという指摘もいたたくわけでありませう。そういう指摘を踏まえて、魅力ある商品であるけれども、やたらとあおらないというために、払戻金の

上限を設けることとしておられるわけでありませう。この上限については、広く有識者や国民の意見を聞いて定めるといふことを考えておられるわけでありませう。

ただ、いずれにしても、採用するかしないかは施行者である個々の地方自治体の判断によつて行われるものであるわけですから、強制的に必ずこれを入れようというわけではないので、自治体が、騒乱を起こさず、商品の魅力も高めることに資するかと判断されたら導入をされればいいのではないかとおもうに思ひます。

それより何より、やはり競輪場やオートレース場を、あるいはこの競技を健全なレジャーとしてはぐくんできていくという精神も大事だと思ひます。競馬では、外国ではよく紳士淑女の社交場というふうになつていくように、これはみんなが育ててきたんだというふうに思ひます。そういうふうな、しっかりと国民の親しめるレジャーとして育てていくという面も忘れてはならないというふうにお思ひます。

○塩川委員 強制ではなくて施行者が判断するものだとおもうに思ひます。例えば、競馬におきましては、三年前の法改正で重勝式が導入されましたけれども、では、実績があるかという点、一つもないわけですか。施行者はやつていないんです。

何をやつていないのかということについては、馬券が複雑になつてわかりにくいとか、システム変更投資に見合うメリットがある疑問だという点で、やはり投資に見合うようなメリットが見えてこないという点でも、実際に今、競輪の施行者が考えているデメリットというところがまさに競馬でも共通をされている。そういう点で、施行者が必要としないものを導入する必要があるかという点で、やはり一番問われるんじゃないでしょうか。

同時に、大臣がおっしゃるように、競輪のスポートとしての認知、また健全なレジャーとしてこれを育成していくという方向はそうだと思ひま

す。オリンピックの競技でもある競輪ですから。しかしながら、この件をとつても、施行者も賛成をしない、そういうものを行うことについての懸念として、やはり射幸心をあおることになつていくわけですから、逆に言うと、スポートとしての認知にも逆行する、テーマパークのように家族連れで来てもらうような場所としても、それに逆行するようになつてくるんじゃないのか、私は率直に思ひます。そういう点でも、重勝式の導入については問題だということには言わざるを得ませう。

最後に、場外車券場の設置の問題についてお聞きします。

これは、全国で場外車券場設置が進む中、一方で反対の運動も広がつております。港区の新橋とか岡山県の津山市、横浜市、大阪市、茨城県の茨城町や栃木県の矢板市などでありませうけれども、その中で、これまで学校とか病院から相当の距離離れていることが要件とされておりました。具体的には一キロとか示されておりましたけれども、今回の省令改正で距離基準が消えておりました。

私は、居住環境保持の立場からも、この距離要件の撤廃はおかしいと思ひます。これについては、パブコメでも賛成と支持する意見は一つもなかったわけですから、これはやはり行うべきでないと思ひますが、いかがですか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のように、場外車券売場の設置基準につきましては、昨年の十二月に御指摘のような変更をいたしました。これは事実でございます。その中で、今変更があつたというポイントでございます。現行の制度のもとにおきましても、これまで各般の御議論をいただけてきたところでございます。従来から質問主意書でも提起をいただけておりました。その中で、相当の距離ということにつきましては、単純に物理的な距離だけで判断するものではないということを重ねて御説明申し上げてきたつもりでございます。

すなわち、例えばでございますけれども、場外車券売り場と学校との間の距離が短くても、その間に橋のない川があれば、文教上著しい支障を来すおそれがないと判断される場合もありますし、また逆に、場外車券売り場と学校の距離が非常に長くても、多くの学生が通学時に場外車券売り場のところをどうしても通らざるを得ない、こういうような場合には、距離が長くても文教上著しい支障を来すおそれがある、そういう場合があるということでございます。個別の事案ごとの立地あるいは交通等の状況に照らして、全体として判断すべきと考えております。

したがって、十二月の設置基準の変更につきましては、こういう現行基準の解釈を法令上もより適切にあらわした方がいんじゃないかという観点からなしたものでございまして、この設置基準の変更が実質的に内容の変更を来すものではないと考えております。

○塩川委員 実態として、地域に歓迎されないような施設ができるというのはおかしいという際に、地元の町会や自治会あるいは首長が反対しているような場合でも推進がされる。そういう際に、少なくとも現行の距離要件というのが一つの基準としてあって、それをもとにこれは許さないという取り組みが行われてきたわけですから、それが、全体として判断できるといっても、具体的な数値としてのこういう規定というのがなくなるということ自身に、これまでと変わらなないと言われても、それは信用できないというのが現場の実態じゃないでしょうか。パブコメでも骨抜きになるという声が共通して出されているところから、その点があらわれていると思えます。

もともと、設置の予定場所の当該自治体が反対をしても設置許可が出せるという規定は見直さないうままであるわけです。かつて、大分県の日田市で、日田市が反対をしても経産省は設置の許可を出しました。これは、ほかの公営ギャンブルでどうかといいますと、競艇とか競馬の場合には、いずれも地元首長などの同意を要件としています。

それがないのが経済産業省であります。大臣に伺いますけれども、地元の自治体の首長ですとか議会が反対しているのに、経産省が場外車券売り場の設置許可を出すというのはおかしいんじゃないでしょうか。見直す必要があるんじゃないでしょうか。

○甘利国務大臣 これは地元の意向をすべて無視してしゃにむにという規定ではないのであります。御指摘の点、場外車券売り場の設置の申請に当たりましては、当該施設の設置によって直接的影響を受ける周辺住民の意見を尊重するという観点をしっかり持っているわけでありまして、町内会等の同意を証する書面を求めることを原則としていたるわけでありまして、ただし、周辺の町内会が存在しないという場合もあるわけでありまして、そういう場合には、これにかえて地方公共団体の長の同意を証する書面によるということも可能としてあるわけでありまして、

いずれにしても、地元の意向を全く無視してしゃにむに許可を出しているのではなくて、直接関係する地元の理解をしっかりと確保するという原則にしているわけでありまして、これから競技自身を、より健全で、特殊な一定のファンではなくて幅広い人に愛されるように中身もそれからイメージもアップしていくことを通じて、地域の方々の御理解もさらに深まっていくのではないかとと思えますし、そうしなければならぬと思っております。

○塩川委員 実態を見て対応することが必要だと思っております。先ほど言ったように、日田市の場合は、日田市が反対をしても設置許可を出すという経緯があったわけですが、例えば栃木県の矢板市で行われている話も、栃木県としてこういった公営ギャンブルの場外車券売り場は認めませんよということをお願い、矢板の市議会も反対の決議を上げて、市もそういう態度をしている。それなのに事業者が推進しようというのをあきらめないというところ、この経産省の設置許可の基準があるというのが実態であります。

無用な混乱をつくっているのは経済産業省じゃないか、こういうのはきちんと是正をすべきだ、このことを強く申し上げて、質問を終わります。

○上田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○上田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、自動車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。反対理由の第一は、これまで特殊法人である日本自転車振興会や日本小型自動車振興会が行ってきた業務を、今後新たに設立される公益法人に引き継がせるとしていることです。公営競技の重要な一角を民間にゆだねることは、公営競技を単なるギャンブルに変質させるものだと言わざるを得ません。

さらに問題なのは、新たに設立される公益法人の組織のあり方と資金の流れが一層不透明になることです。これまで特殊法人の業務内容や収支状況は産業構造審議会での議論を通して国民に公開されてきましたが、公益法人化により、産構審への付議が不要とされ、情報公開法の対象からも外れます。競輪の交付金をめぐっては、一昨年、監督官庁である経済産業省自身が日自振から産業研究所への補助金を長年にわたって不適切に使用してきた問題が明らかになりました。不透明な組織のあり方や、交付金、補助金などの資金の流れにしっかりとメスを入れ、国民の不信を払拭することが求められています。本法案はこの声に逆行するものであり、到底、国民の理解と納得は得られませぬ。

第二は、重勝式投票の追加や、成年の学生への車券購入制限を撤廃することです。重勝式投票は、過去、ギャンブル性の高さを理由として廃止された経緯を持つ投票方式であり、施行者もファンもその導入を望んではいません。本改正案により、キャリアオーバーと組み合わせる重勝式車券を発売することができるようになります。高配当目当ての一過性の購入はふえても、ファン層の拡大にはつながりません。かえって、射幸心をあおること、健全なスポーツとしての競輪やオートレースの発展を阻害することになります。長引く売り上げの低迷により、施行者の多くは収支の悪化に苦しみ、従事員の労働条件は年々引き下げられています。その一方、日自振は四百四十億円もの内部留保をため込み、補助金の交付先の団体には経済産業省出身の役員が多数在籍している、この現状が不信を生み出しています。今こそ、交付金と補助金の仕組みそのものを抜本的に見直すべきです。このことを強く求め、反対討論とします。

○上田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○上田委員長 これより採決に入ります。内閣提出、参議院送付、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○上田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○上田委員長 たいだいま議決いたしました法律案に対し、金子善次郎君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。後藤齋君。○後藤(齋)委員 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(案)

政府は、本法律改正の効果が十分に発揮され、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を確保しつつ、両事業の健全な発展が図られるよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 競輪及び小型自動車競走の健全な発展に向けた取組みを強化するとともに、魅力ある競輪及びオートレースの実現のみならず、施設の開放や各般のイベント実施等を通じて、競技施設が地域活性化の拠点となるよう、ハード・ソフト両面からの支援を行うこと。

二 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の組織形態見直しに当たっては、公益性が一層の増進を確保するとともに、その効果が最大限発揮されるよう、新たに指定される法人の運営の透明性の確保及び事業の効率性向上に遺漏なきを期すること。併せて、今回の組織形態の見直しにより競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に支障を来たすことがないよう十分な指導を行うこと。

三 競輪及び小型自動車競走の交付金を原資とする補助事業は、公益性を旨として実施されるものであり、補助の配分の公平性・公正性を担保するため、その配分手続の透明性の確保・徹底を図ること。

また、これらの補助金が退職公務員の天下り先の確保に活用されているといった批判を招くことがないよう、制度の厳正な運営に努めること。

四 今般、日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、国民投票の投票権が満十八歳以上の国民に認められたことにかんがみ、将来的に関係法律における成年の定義が満十八歳以上となった場合を想定した車券購入制限規定の在り方について検討を進めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○上田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○上田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、甘利経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。甘利経済産業大臣。

○甘利国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○上田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

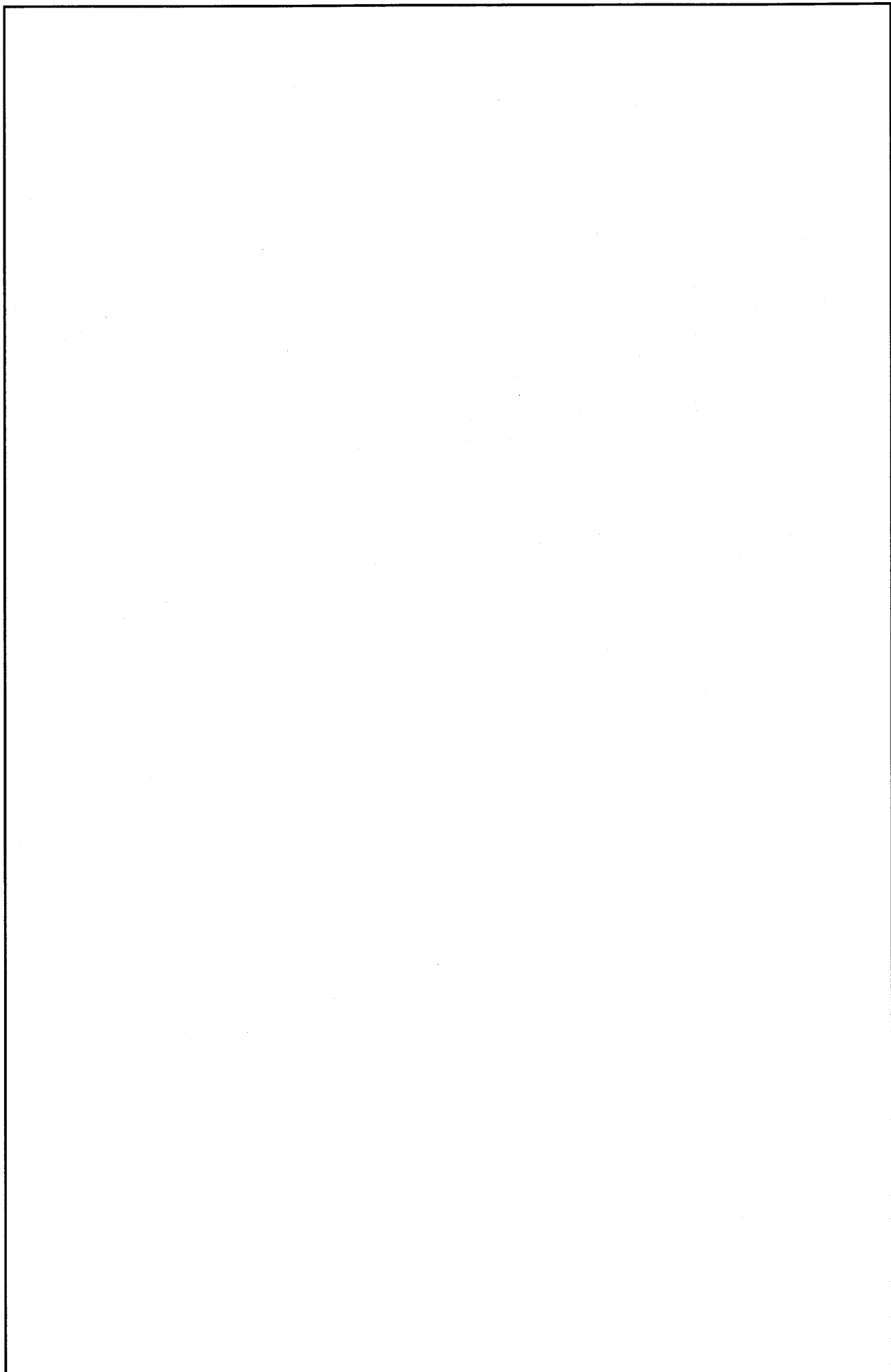
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会



第一類第九号

經濟産業委員会議録第十四号

平成十九年六月一日

平成十九年六月八日印刷

平成十九年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A